

## 紹介プログラム利用規約

1. 当プログラムはユーザーが下記の当該利用規約に同意した場合にのみ、紹介実績に基づき弊社規定に則り、紹介料を計上するものとします。
2. この利用規約同意後に表示される紹介コードを他の見込みユーザー（被紹介者）が会員登録時に登録した場合、紹介完了したものみなします。紹介コード誤入力による未完了につきましては弊社は一切関知しません。エントリー結果等は弊社内部システム上で管理していますが、この結果についての紹介者への報告又開示は致しません。
3. 既に弊社サービスに会員登録済の方を被紹介者とすることは出来ません。
4. 紹介者と被紹介者の結びつき(紹介料計上の対象)は被紹介者毎に登録後5年間とします。
5. 計上された紹介料は優先的に当月請求額と相殺するものとし、請求が無い場合、請求額が紹介料より少ない場合はご請求残高のマイナスとなり次月へ繰り越すものとします。
6. 繰り越された紹介料を受取る際は、銀行振込みとし、システム上の所定のフォームに必要事項を記入の上依頼するものとします。なお依頼期間は毎月月初～20日までとし、月内にご指定口座（会員登録されたお名前前の口座名のみとします。）へ振込み手続きいたします。また弊社より振込みの際の振込み手数料は紹介者様負担とします。
7. 計上された紹介実績及び紹介料は他者への譲渡はできません。
8. 計上された紹介料につきましては必ず税務申告を行ってください。
9. 紹介料計上後、1年間残高に動きが無く、弊社からの問合せにも応答が無い場合は紹介料の権利を放棄したものとみなします。
10. 本プログラム利用にあたっては「機密書類保管サービス」ならびに「e-box 24」利用規約第7条(禁止事項)を遵守し、これに反した場合は紹介料支払を停止します。
11. 経済事情等の変化などにより、本紹介プログラムの内容及び算出方法を変更することがあります。

平成 25 年 7 月 1 日  
ストレージサービス株式会社